

2021年1月13日

京都府知事
西脇 隆俊 様

新型コロナウイルス感染症対策における 診療・検査体制についての緊急要請

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

【要請の趣旨】

新型コロナウイルス感染症の感染者数が全国で拡大し、京都府においても特別警戒基準に到達しました。ワクチン開発が実用化に手が届きそうな段階であることが報道されていますが、道半ばであり、全府市民が未だ甚大な健康危機に晒されているのが現実です。

こうした事態にあつて、京都府市においても季節性インフルエンザとの同時流行に備え、11月1日から従来の帰国者・接触者相談センターを入口とした診療・検査体制が改変され、発熱時にはまず身近なかかりつけ医に相談する仕組みへの移行が始まりました。これに関し、現場の医療者から戸惑いと不安の声が出されています。

この度の新たな体制構築の契機となった「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（事務連絡令和2年9月4日）は、例年程度の季節性インフルエンザ流行を念頭に、COVID-19との同時流行に備えるもので、従来の帰国者・接触者相談センターを介して診療・検査へつながる体制では対応不能に陥る危険性があり、開業医も含めた地域の医療機関を発熱患者からの相談窓口据え、スムーズに診療・検査につなぐ体制が構想されたものです。その場合、発熱時に患者自らがインフルエンザなのかCOVID-19なのかを鑑別出来るはずもなく、COVID-19に感染した患者さんがいきなり医療機関を受診した場合に、医療機関側に必要な感染防護体制がなければ感染リスクを高める恐れがありました。そのため国は「発熱外来診療体制確保支援補助金」も準備し、一定の施設要件・機能要件を満たした医療機関を「診療・検査医療機関」として都道府県が指定することを通知したものと考えます。

したがって目指されるべきは、府市民が発熱時に障壁なく検査・治療につながることのできる体制の構築であり、新型コロナウイルス感染症に対するあらゆる疑問や不安に応えられる相談体制の構築です。

一方で、すべての医療機関が診療・検査医療機関の指定を受けられるわけではありません。第一に、施設要件における動線の確保（時間的なものも含む）については、各医療機関の物理的な限界があります。また医師自身の年齢や基礎疾患等、感染した場合の重症化リスクもあります。さらに従業員の理解・納得が得られなければ踏み出せないという現実もあるでしょう。しかしながら診療・検査医療機関になれずとも、地域の医師は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの流行に立ち向かい、住民の生命を守る使命感を抱いています。私たちは診療・検査医療機関の指定を受けた医師も、受けない医師も、共に今日の事態に対応できる体制こそ必要と考えます。

また、京都府・市が協調して設置された「新型コロナ医療相談センター」の役割も重要です。センターには府市民や医療機関が必要な時に診療・検査にアクセスするために必要な情報が集約される必要があります。見聞するところによれば、神奈川県では「発熱等診療予約

センター」が設置され、かかりつけ医を持たない県民の方の診療予約までセンターが担っているとのことです。このように様々な仕組みを工夫することが、府市民の生命・健康を守り、安心にもつながると考えています。

つきましてはこの度、下記の項目につき、緊急に要請いたします。

貴職におかれましては可及的速やかに対応されることを切に願います。

【要請項目】

1. 京都府が「診療・検査医療機関」に指定した医療機関リストを、各医療機関の合意を前提として、各地区医師会に対して提供し、地域において医療機関間の情報共有が可能となるようにしていただきたい
2. 9月4日の国通知は次のように述べている。「相談体制の整備として、患者が相談先・受診先に迷うことがなく、また、一つの医療機関や相談窓口に殺到することないように、発熱患者等が電話等で相談を行い、看護職員等が適切な医療機関を案内するとともに、家庭内での感染対策や受診にあたっての留意事項などの指導を行える相談体制を整備した医療機関を指定し、速やかに増やすこと」。診療・検査医療機関に指定されない医療機関が求められている相談機能とは以上のようなものであり、こうした機能を多くの医療機関が担えるよう、国に対して補助制度創設を求めるとともに、京都府独自の補助制度創設を検討していただきたい
3. また、上記通知においては、「診療・検査医療機関（仮称）」は、「検査（検体採取）を地域外来・検査センターに依頼することも可能」とされ、9月29日のQ&Aでも「発熱患者等専用の診察室を設けた上で発熱患者等の診療を行う」医療機関であって、「インフルエンザの検査及び新型コロナの検査を地域外来・検査センター等に依頼する」場合も、診療・検査医療機関になれることが書かれている。京都府に於いても、より多数の医療機関が発熱者を受け入れる条件を整備するため、指定要件を通知に沿った形に改めること。
4. 府内すべての市町村ごとの診療・検査体制の確保目標（人口当たり医療機関数、1日当たり患者受入可能数・インフルエンザ迅速抗原検査実施可能件数・COVID-19 抗原定性・定量検査またはPCR 検査実施可能件数等）を定めること。目標に満たない地域には、京都府が地域の医師会の協力を得て「公的発熱外来」を設置し、診療・検査を担うこと
5. 京都府・市協調で設置された新型コロナ医療相談センターについて、相談したが具体的な医療機関につないでもらえなかった事例が報告されている。かかりつけ医への相談件数、相談内容の傾向、実際に診療・検査につないだ件数（「診療・検査医療機関」「京都府・医師会検査センター」「よろずねっとを案内」等、どこにつないだのかも含めた）を定期的に集約・公表すること
6. 新型コロナ医療相談センターを保健所の組織として明確に位置付け、地域の医療者の協力も仰ぎ、新型コロナウイルス感染症に関する府民のあらゆる相談に応じられるセンターへと拡充すること

以上